平成２７年（フ）第１１５号
熊本市中央区水前寺３丁目34―10―808号、住民票上の住所熊本市西区春日３丁目24番９号　サンハイツタンゴ201号
債務者　榎田　圭佑
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　智之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６号
愛媛県西宇和郡伊方町川永田甲954番地２
債務者　松下　秀春
1　決定年月日時　平成27年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池本　真彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２７年（フ）第４７４号
北海道恵庭市黄金北３丁目５番地12　プレステージガーデンＢ号
債務者　齊藤　誉幸
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　清香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９１号
北九州市門司区大里戸ノ上２丁目８番19―208号
債務者　鍬田　博士
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　雄也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３３６号
名古屋市瑞穂区大喜町３丁目11番地、従前の住所名古屋市南区豊３丁目29番13号
債務者　横田　忠篤
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野中　光夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月７日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４１０号
愛知県春日井市如意申町６丁目８番地１　パークサイドＫ２―301号
債務者　武石　博史
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下出　太平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２０９号
京都府向日市上植野町樋爪２番地の３　安井テラスハウス３号
債務者　西川　大策
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津田　政典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８６号
金沢市窪６丁目133番地３　メゾンシャンテ101号、従前の住所金沢市大桑町カ385番地
債務者　栗山　亮
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋詰　哲朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月８日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第８３号
金沢市材木町６番７号
債務者　すぴかこと　流　　佳子
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　　実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第４２号
釧路市鳥取北９丁目２番８号
債務者　森本　史男
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斉藤　健輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
釧路地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１１６２号
大阪市平野区瓜破６丁目７番７―505号
債務者　古川　晃司
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２７１号
大阪府茨木市東中条町11番５―206号
債務者　吉田　清美
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２７４号
大阪市港区夕凪１丁目16番26号谷口ビル４Ｆ６号
債務者　橘　　義孝
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２７６号
大阪府東大阪市小阪２丁目15番21号大宝レッドマンション302
債務者　津野　妙子
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７号
鹿児島県奄美市名瀬伊津部町９番15号
債務者　泉　　角栄
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第１９号
鹿児島県奄美市名瀬浦上町34番地９
債務者　萩原　眞惠
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部